

平成25年10月28日
年金局事業管理課
（担当・内線）補佐 安里(3576)
係長 藤原(3663)
（電話直通）03(3595)2811
（電話代表）03(5253)1111

日本年金機構
サービス推進部
（担当・内線）部長 上野(3150)
（電話直通）03(6892)0747
経営企画部広報室
（電話代表）03(5344)1100

報道関係者 各位

「ねんきん月間」のお知らせ

厚生労働省と日本年金機構は協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆様には年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及・啓発活動を展開します。

○主な活動内容 …（別紙）のとおりです。

11月は

ねんきん月間

です

年金保険料、納めていますか？ この機会に年金加入状況の確認を

日本年金機構では、厚生労働省と連携して、11月を「ねんきん月間」と位置付け、公的年金制度の普及・啓発活動を展開します。

公的年金は、老後の支えとしての役割だけでなく、若い時に障害を負ってしまった場合や、家計の支え手を亡くした場合にも、もらうこと（障害年金、遺族年金）ができます。

「ねんきん月間」では、公的年金制度の趣旨や仕組みを分かりやすく伝えるさまざまなイベントを企画しています。この機会に、公的年金について考えてみませんか？

イベントの詳しい内容・日程は、ホームページをご覧ください。

- 日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

「ねんきん月間」の内容

- 市区町村役場、大学、老人ホーム、駅、商業施設など、全国各地のさまざまな場所で、年金事務所職員などによる出張年金相談を行います。
- 大学や高校などで、学生向け年金セミナーを実施します。
- 「わたしと年金」エッセイの優秀作品を発表します。（11月1日・日本年金機構ホームページ上）
- 国民年金保険料の納付案内を積極的に実施します。



年金保険料、納めていますか？

国民年金保険料を納めないまま放置すると・・・

年金を受け取ることができない場合があります!! 保険料は必ず納めましょう。

国民年金保険料を納めるのが難しい場合は・・・

所得が少ないなど、保険料を納めるのが難しい場合は、申請することにより、保険料の納付が免除、または猶予される制度があります。

※ 詳しくは、年金事務所、お住まいの市(区)役所・町村役場（国民年金担当窓口）にお尋ねください。

※ 日本年金機構では、民間事業者に委託して、国民年金保険料が未納となっている方への、電話や文書、戸別訪問による納付のご案内や保険料の収納業務を行っています。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



日本年金機構

Japan Pension Service